

2012.3.1



CONTENTS 目次

- 南相馬被災地訪問レポート..... P1
- 須崎ひまわりでの任期を終えて..... P2
- 新任のご挨拶..... P4



南相馬被災地訪問レポート

岡山大学内支所長

弁護士

みずたに

けん

水谷

賢

ずいぶん報告が遅くなりましたが、平成23年7月30, 31日と、南相馬を訪問した時の報告をします。

- 7月30日（土）午前7時35分岡山発の全日空で羽田経由、新幹線で福島駅に到着。尾崎（社会福祉士）と合流。水谷（弁護士）、豊芦（弁護士）、西尾（弁護士）、新名（社会福祉士）、尾崎（社会福祉士）、新谷（事務局長）の岡山パブリックの6名で被災地訪問です。福島ではまだ余震が収まっておらず、福島大学での社会福祉士研究会に参加のため前泊した尾崎君からは、前日未明には震度5の地震に遭遇し眠れなかったとの報告あり。
- レンタカー 2台に分乗して福島駅から南相馬に向けて出発。1時間30分後の午後1時には南相馬市役所に到着。私は南相馬には3度目の現地入り。道中の30キロメートル圏内に入ると、田畑に雑草が生い茂っているのが目立つ。田畑の除染と米作りは無理ではないかと実感。
- 南相馬市の市議の但野謙介さんと市役所でミーティング。まず、南相馬市の原町、鹿島地区の被災地を訪問。浜辺に出て火力発電所が大破損、とんでもないところに船舶がひっくり返っていたり、すべての建物が倒壊しているのを見て、まだ多くの不明者が水の中、土の中に残されていると思うと、被害の甚大さを改めて実感。
- 南相馬市役所に帰り、副市長を表敬訪問。また市民生活部、健康福祉部の職員の方と面談。法的ニーズ、支援の在り方などについて実情を聞く。南相馬では、法律事務所や弁護士も被災しながら懸命の努力をしていることがわかる。しかし限界があり、被災地の法的支援の必要性が極めて高いことも分かるが、地元弁護士会との調整協力の在り方が難しいことも実感。
- その後は、仮設住宅の近くにある社会福祉協議会を訪問。佐藤さんという素晴らしい社会福祉士から地震直後からの取り組みを聞くとともに、仮設住宅の継続的訪問活動が今後の課題という話を聞く。
- 南相馬の原町（緊急避難準備区域）に帰り、閑散とした町並みを抜けて、但野市議を囲んで交流会。原発不安のなかで頑張っている但野市議から、7万人のうち5万人が避難した自治体の





南相馬市内

市議として、「復興とはなにか」を議論。原発が終息しない限り、とにかく帰ることはできないが、熱い「町の復興」の思いを聞く。県外からの弁護士派遣による避難所、仮設での法律相談のみならず、被災地に定着した弁護士が必要であることを確認。地元会の業務と他会による応援との調整ができないことに苛々しているだけではダメだと意気投合するものの具体的展望が開けず後味はよくない。

■ 翌日には、福島第1原子力発電所から20キロ圏内に位置する福島県南相馬市小高地区のここから先は「進入禁止」という地点まで行く。パトカーの赤色灯をみながら、放射能という“見えない敵”のため住民が避難を強いられたこの街の復興は無理ではないかと悲観的になる。

■ 翌日、水谷は所用のため一足先に帰岡。被災地での避難所から仮設住宅に移転のため、従前のスタイルでの法律相談、とりわけ、高齢者障がい者相談は従前のスタイルではニーズに応えられない。地元に着した弁護士が相談から受任、解決までを担うことが必要。不採算にどう対応するか。今回の被災地訪問経験を生かして、10月1日に南三陸で法テラス臨時事務所を開設できた。



南相馬 立ち入り禁止区域前にて

■ 福島では二重ローン問題に加えて、原発損害賠償請求対応が喫緊の課題となっている。岡パブの現地被災地支所設立の可能性を検討することを目的とした現地訪問だったが、実現は無理としても、得るところは大きかった。しかし、余りにも課題は大きく、政治の重要性を感じたというのが感想です。

須崎ひまわりでの任期を終えて

副所長 弁護士 ^{かわばた}河端 ^{たけし}武史

どうも、はじめまして…ではなくお久しぶりです。平成17年10月から3年間、岡山パブリック法律事務所で勤務させていただいた後、平成20年10月から平成23年10月までの3年間、弁護士の過疎地派遣制度により高知県須崎市にある須崎ひまわり基金法律事務所に所長として赴任しておりましたが、この度、同地での任期が無事終了したことにより、再び岡山に戻って参りました。

平成17年10月からの岡山パブリックでの3年間、平成20年10月からの須崎ひまわりでの3年間ともに、多くの方々から温かいご支援・ご協力をいただき、順調に弁護士としての活動を行うことが出来ました。まずはそのことに、厚くお礼申し上げます。

さて、私がこれまで赴任していた高知県須崎市は、高知市の西約40kmほどの場所にある人口24,000人ほどの町です。同市には、高知地方・家庭裁判所須崎支部、須崎簡易裁判所が所在しており、管轄自治体は1市7町、管内人口は約88,000人という規模になります（もっとも、管内面積は1951平方キロメートルと大阪府より広いです）。

弁護士事務所は、私が日弁連から支援を受けて平成20年11月に開設した須崎ひまわり基金法律事務所の他に、その2年前の平成18年10月から法テラス須崎が日本司法支援センターによって





開設・運営されていました。

そのため、それまで弁護士事務所が全くなかった地域に新たに開設された場合とは異なり、既存の体制を利用して、いかに司法サービスのさらなる充実を図っていくかが須崎ひまわりの課題でした。

そこで、開業翌年の平成21年1月に法テラス須崎と協働で管内各自治体を訪問し、各自治体での出張相談会の開催を働きかけました。というのも、先述のとおり須崎管内は面積が広いだけでなく、山が深く険しいため、各集落をつなぐ道のほとんどが山道・峠道という状況のため、公共交通機関も非常に不便であり、須崎市にある事務所で相談者の来訪を待っているだけでは絶対に法的ニーズに応えることは困難と考えたからです（例えば管内の橋原町という町から須崎市まで公共交通機関で来るとしたら、1時間に1本あるかないかのバスで、片道1800円かかります。ちなみに距離は40km強で、自動車でも約1時間ぐらいです）。

もっとも予算措置などいろいろな問題もあり、実際に開始できたのは須崎市と四万十町の2自治体に止まりましたが、開設したいずれの相談所でも、毎月1回4ないし5枠の相談枠の充足率は9割を超える盛況ぶりとなりました。

特に四万十町は、平成の大合併で2町1村が合併して出来た町ですが、合併前の各自治体から中心部まででも自動車でも40分以上かかるような場所のため、中心部だけでなくそれら合併前の各自治体でも相談会を巡回して開催する形にしたために、移動手段のない方や、近くの相談会場へは周囲の目が気になり行きにくいという方などから、特に助かるという声をいただきました。

相談会以外にも、社会福祉協議会や地域包括支援センターの方々と協力して、金銭の管理能力に問題があり、地元のお店に大量のツケを作って生活に支障を来していた老夫婦の生活を、支援の方が毎日の入出金の管理を担当し、当職がツケの購入先に対する債務整理を行う形で改善したり、息子さんからお金を強硬に無心されて困っている方の件で、支援の方には一時的な逃げ場所を確保してもらい、当職からは息子さんに連絡をして無心をやめさせたりと、地域に密着した公設事務所でなければなかなか難しい活動も行い、地域福祉にできるだけ貢献して参りました。

その結果、3年間の合計相談件数は約500件、受任件数は約150件と、ある程度のご利用をいただくことが出来ました（なお、刑事事件の受任は81件）。受任事件の中には、法人破産の管財人や裁判員裁判事件の弁護人といった複雑なものから、須崎市の労働委員など公共的なものまで多種多様で、非常に良い経験を積ませていただくことが出来ました。

今後もこのような高知での経験を活かして、岡山県における司法サービスの充実に取り組んでいければと考えております。

なお、高知県は海産物と野菜がおいしく、桂浜を初めとして景色がきれいで、カヌーや釣り、ホエールウォッチングといったレジャーも楽しめます。夏にはよさこい祭りもありますので、機会があれば是非1度お越しください。



須崎港の風景



新任のご挨拶

弁護士 藤井 嘉子

1 はじめまして。この度、入所いたしました、藤井嘉子（ふじいよしこ）と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

2 経歴

私は、九州出身の両親の間に生まれ、小学校2年生で岡山に越してきて以来、高校卒業までを岡山で過ごしました。物心ついて以来ずっと岡山で生活してまいりましたので、周りの人に出身を聞かれると、岡山出身と答えます。

高校卒業後、関西の大学に行き、岡山に帰ってきて、またロースクールで関西に行き、その後、結局修習で岡山に戻ってきました。

関西でフラフラしている間に、岡山弁がうまく話せなくなってしまい、「あかんじゃろ!」「そやから、〇〇なんじゃろ」など、怪しげな言葉を操っています。再び岡山弁を流暢に話せるようになるのが、今の密かな目標です。

3 抱負

修習を終えてすぐ、お世話になった先生から、弁護団事件の記録をいただきました。二回試験に合格していたらとりあえず来てくれ、と。

いただいた記録はずっしりと重くて、一読しながら、手に力が入るのが自分でもわかりました。

修習中は事件を「見る」側だったけれど、これからは私自身が事件を形成する一要素になるのだということ、私の行動がだれかの人生を左右するのだということ、その重みを感じると共に、ドキドキしました。

私が弁護士を目指した最大の理由は、「弁護士になれば、社会正義とか弱者保護とか、キレイ事を言っても食べていけるらしい。」という事でした。記録を読んで、「弁護士になれたという事は、自分なりのキレイ事を貫いていって事だ。」と勝手に納得しましたので、自分なりのキレイ事を貫けるように、力をつけていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町 5-6（岡山市勤労者福祉センター 2F）

TEL(086) 231-1141 FAX(086) 803-3677

ホームページ <http://www.okayama-public-lo.jp/> E-mail info@okayama-public-lo.jp

- 津 山 支 所 〒708-0062 岡山県津山市京町 73-2 丹沢ビル 2 階
TEL : 0868-31-0035 FAX : 0868-31-0036
- 岡山大学内支所 〒700-8530 岡山市北区津島中 3 丁目 1-1（岡山大学文化科学系 総合研究棟 1 階）
TEL : 086-898-1123 FAX : 086-898-1124
- 玉 野 支 所 〒706-0002 岡山県玉野市築港 1 丁目 17 番 5 号 サニーセブンビル 202
TEL : 0863-33-6113 FAX : 0863-33-6115

岡パブログ <http://okapub.blog136.fc2.com/>